

検討項目

「国営公園の維持管理業務」

委員等のコメント

- 企画競争で受注者を決定していると、結局ノウハウを有している現在の受注者が有利となり競争性が確保されないことから、発注方法を改善する必要がある。
- 国営公園の維持管理業務を公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象とし、民間参入を拡大させるためには、適切なサービスの質の設定、十分な情報開示、応札要件の引下げを行うことが必要
- 国の記念事業や日本固有の文化遺産を保存・活用するための公園(口号公園)については、公園固有のミッションと維持すべきサービスを明確にすれば民間参入が容易になる。
- 個々の公園の実施要項の審議を効率的に行うために、官民競争入札等監理委員会も工夫を行う必要がある。
- 既に公共サービス改革法に基づく民間競争入札の入札手続を行った滝野すずらん丘陵公園と国営東京臨海広域防災公園について、入札途中の手続でなぜ辞退する事業者が出てきたのかも含めて、競争性の確保などの観点から、国土交通省において十分な検証が必要
- 国営公園の維持管理業務の公共サービス改革法に基づく民間競争入札を通じて新たな民間事業者を育成し、新たな民間委託を導入していくことで、他の国の公園や都道府県の公園に効果を波及させていくべき
- 国営公園固有の管理方法を維持するためには、一般競争入札の総合評価方式を実施する場合、価格の影響が大きい除算方式は適切とはいえない懸念があるのではないか。
- 個々の地域で複数の事業者の競争が実現するよう公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施するべき

評価結果

- 既に公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象としている2公園を除く全ての国営公園の維持管理業務について、
 - (1) 都府県の範囲を超えた目的のための公園(イ号公園)については平成25年4月から
 - (2) 国の記念事業や日本固有の文化遺産を保存・活用するための公園(ロ号公園)については平成24年4月から民間競争入札(総合評価落札方式)を全面的に導入する。

とりまとめコメント

- 全ての国営公園の維持管理業務について、次回契約更新時から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する。
- 既存の入札の評価、地方公共団体の巻き込み等、適切な市場作りのための検討を進める。
- 個々の公園の実施要項の審議を効率的に行うために、官民競争入札等監理委員会も工夫を行う予定
- 国営公園の管理を単純にアウトソーシングするのではなく、国側の管理機能を明確化して維持する必要がある。